住所　浜松市西区雄踏町山崎3466番地２
施春燚　昭和51年10月15日生
住所　静岡県駿東郡清水町久米田124番地12
マルクス・エイジ・シミズ　昭和57年２月１日生
住所　北九州市八幡東区槻田１丁目３番５―101号
鄭鐘斗　昭和43年９月14日生
住所　静岡県沼津市御幸町19番21号
金佳乃　昭和53年12月23日生
住所　京都市北区大北山原谷乾町19番地171
李永一　昭和26年８月19日生
崔朝子　昭和32年１月４日生
住所　京都市南区吉祥院砂ノ町51番地20
朴儀美　昭和62年６月21日生

○外務省告示第四百五号

平成二十三年十二月八日にアクラ（ガーナ）で、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がシエラレオネ共和国政府との間に行われた。

１　援助の目的及び内容　千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入

２　贈与額　二億五千万円

３　贈与の供与期限　平成二十四年三月三十一日まで

４　署名者

日本側　二階尚人在シエラレオネ大使（ガーナにて兼轄）

トーゴ側　オスマン・Ｆ・ヤンサニ在ガーナシエラレオネ高等弁務官

平成二十三年十二月二十一日

外務大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修

○外務省告示第四百六号

ウクライナ政府及びモルドバ共和国政府は、昭和三十六年十月五日にハーグで作成された「遺言の方式に関する法律の抵触に関する条約」の加入書を、それぞれ、平成二十三年三月十五日及び同年八月十一日にオランダ王国外務省に寄託した。よって、同条約は、平成二十三年五月十四日にウクライナについて、また、同年十月十日にモルドバ共和国について、それぞれ効力を生じた。

（平成二十三年六月十五日付け及び同年十月十四日付け在京オランダ王国大使館口上書）

平成二十三年十二月二十一日

外務大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修

○厚生労働省告示第四百六十号

平成二十一年厚生労働省告示第三百九十七号をもって告示した次世代育成支援対策推進センターから、次世代育成支援対策推進法施行規則（平成十五年厚生労働省令第百二十二号）第十六条第一項の規定により、名称を変更する旨の届出があったので告示する。

平成二十三年十二月二十一日

厚生労働大臣　小宮山洋子

変更前の名称	変更後の名称	変更の日
社団法人橿原市経済倶楽部	公益社団法人橿原市経済倶楽部	平成二十三年四月一日

○厚生労働省告示第四百六十一号

平成十六年厚生労働省告示第二百二十七号をもって告示した次世代育成支援対策推進センターから、次世代育成支援対策推進法施行規則（平成十五年法律第百二十号）第二十条第二項に規定する業務を行う主たる事務所の所在地を変更する旨の届出があったので告示する。

平成二十三年十二月二十一日

厚生労働大臣　小宮山洋子

名称	変更前の主たる事務所の所在地	変更後の主たる事務所の所在地	変更の日
和歌山県経営者協会	和歌山県和歌山市西汀丁二十六番地	和歌山県和歌山市十番丁十九番地	平成二十二年三月一日
宮崎県経営者協会	宮崎県宮崎市橘通東一丁目八番十一号	宮崎県宮崎市錦町一番十号	平成二十三年十月一日

○厚生労働省告示第四百六十二号

食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第十六条（同令第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四十八条第六項第三号及び同令第九条第一項第一号に規定する厚生労働大臣の登録を受けた養成施設（以下「登録養成施設」という。）である酪農学園大学酪農学部酪農学科食品衛生コース、酪農学園大学酪農学部食品科学科食品科学専攻、酪農学園大学酪農学部食品科学科健康栄養学専攻及び美作大学生活科学部食物学科食品衛生専攻（コース）について、その名称を次のとおり変更する旨の届出があったので、同令第二十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公示する。

平成二十三年十二月二十一日

厚生労働大臣　小宮山洋子

変更後の登録養成施設の名称	変更前の登録養成施設の名称	変更の日
酪農学園大学農食環境学群循環農学類	酪農学園大学酪農学部酪農学科食品衛生コース	平成二十三年四月一日
酪農学園大学農食環境学群食と健康学類	酪農学園大学酪農学部食品科学科食品科学専攻	
酪農学園大学農食環境学群食と健康学類管理栄養士コース	酪農学園大学酪農学部食品科学科健康栄養学専攻	
美作大学生活科学部食物学科食品衛生コース	美作大学生活科学部食物学科食品衛生専攻（コース）	平成二十三年十月十七日

○農林水産省告示第二千三百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十二月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　鹿児島県伊佐市大口平出水字鋤先一六七九の八五

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び伊佐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十二月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　鹿児島県薩摩川内市久見崎町字汐ケ平一一五二

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十二月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　鹿児島県鹿屋市祓川町五三〇五の一二、五三〇五の一四

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備